明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委一）　一
○天皇皇后両陛下はフィリピン国を御訪問になる件（宮内庁一）　二
○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（金融庁・法務一）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務九）　三
○肥料を登録した件（農林水産四三、四四）　三
○特例港湾運営会社として指定した株式会社の商号変更の届出があった件（国土交通二六）　五
○道路に関する件
（東北地方整備局四、五）　五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件
（関東地方整備局三）　五
○道路に関する件
（中部地方整備局一、二）　六
○都市計画に関する件（同三）　六
○道路に関する件（中国地方整備局四）　六
○道路に関する件（北海道開発局五）　六

〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　財務省　八
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
法　務　八
公証人任免（法務省）　八
〔公　告〕
諸　事　項
官庁　八
監査法人処分、公認会計士懲戒処分、財団、建設業の許可の取消処分、福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧・説明会の開催関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　一〇
会社その他　三〇

## 規　則

### ○原子力規制委員会規則第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年一月十二日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

**第一条**　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一の規定による検査（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

**第二条**　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

**第三条**　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制